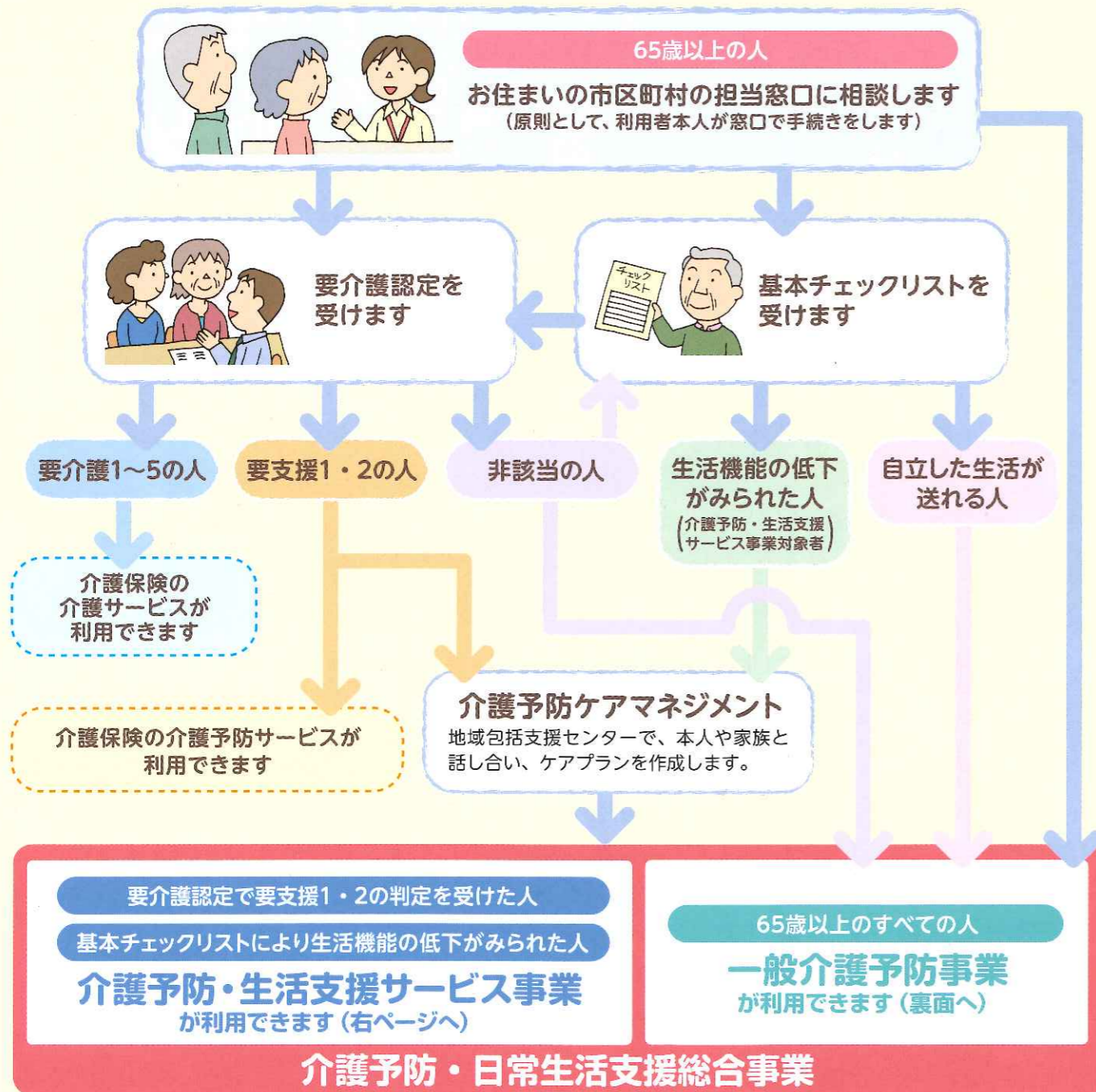


「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を続けましょう!

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。なるべく介護を必要としない暮らしをおくるためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。まずはお住まいの市区町村の担当窓口または地域包括支援センターにご相談ください。

利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、市区町村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての人が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。



※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」ではこんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
- 地域住民やボランティアが主体となり、ゴミ出しなどの生活援助を行います。
- 保健師などが、健康に関する短期的な指導を行います。
- 通所型サービスの送迎や通院などの際に、移動支援を行います。



通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動など、自主的な通いの場を提供します。
- 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。



その他の生活支援サービス

- 見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。
- 地域住民やボランティアが主体となり、定期的な訪問を行います。
- 訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供する、地域の実情に合わせた生活支援を行います。



お住まいの市区町村によって行っているサービスや利用者負担が異なります。詳しくは市区町村の窓口や地域包括支援センターへお問い合わせください。